

【佐井村教育委員会】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	59	61	—	—	—
② 予備機を含む 整備上限台数	67	70	—	—	—
③ 整備台数 (予備機除く)	0	61	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	61	—	—	—
⑤ 累積更新率	0	100.0%	—	—	—
⑥ 予備機整備台数	0	5	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	5	—	—	—
⑧ 予備機整備率	0	8.2%	—	—	—
(端末の整備・更新計画の考え方) ・ 前回の整備から 5 年を超えた端末を更新する。 ・ 整備に当たっては、次年度の生徒の人数に応じた端末を整備する。【単年計画】 (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について) ○対象台数：115 台 ○処分方法 ・ 小型家電リサイクル法の設定事業者にも再使用・再資源化を委託： 台数は検討中 ・ その他（事務用端末として活用）： 台数は検討中 ○端末のデータの消去方法 ・ 処分事業者へ委託する。 ○スケジュール（予定） 令和 8 年 1 月 新規整備端末の使用開始（令和 7 年度整備分） 令和 8 年 1 月 処分事業者選定（令和 7 年度更新分） 令和 8 年 3 月 使用済端末の事業者への引き渡し（令和 7 年度更新分）					